

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	プラットフォーム事業者に対する新たな規制の創設 ープロバイダ責任制限法改正案をめぐる国会論議ー
著者 / 所属	古賀 雅士 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	469号
刊行日	2024-9-20
頁	129-142
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240920.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240920.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# プラットフォーム事業者に対する新たな規制の創設

## — プロバイダ責任制限法改正案をめぐる国会論議 —

古賀 雅士

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案提出の経緯
  - (1) 背景
  - (2) 政府の対応
  - (3) 改正案の提出と成立
3. 改正案の主な内容と国会論議
  - (1) 大規模特定電気通信役務提供者の指定・届出義務
  - (2) 侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化（削除対応の迅速化）
  - (3) 送信防止措置の実施状況の透明化（運用状況の透明化）
  - (4) その他（法律の題名、報告徴収・勧告・命令・罰則、施行期日等）
  - (5) 附帯決議
4. おわりに

### 1. はじめに<sup>1</sup>

第213回国会に提出された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第34号。以下「改正案」という。）は、衆議院において修正の上、令和6年5月10日の参議院本会議で、多数をもって可決・成立し、同年5月17日に公布された（令和6年法律第25号）。

改正案は、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講じようとするものである。

<sup>1</sup> 本稿は、令和6年9月4日現在の情報による。なお、脚注の参照URLも、同日に確認を行った内容に基づく。

本稿では改正案提出の経緯及び内容を概観した上で、国会における主な論議を紹介する。

## 2. 改正案提出の経緯

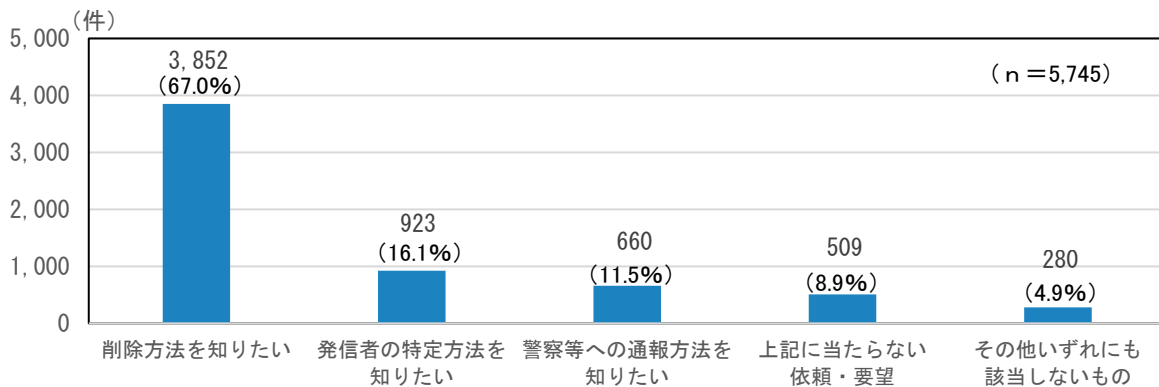
### (1) 背景

#### ア 誹謗中傷等の相談状況

近年、SNS等の普及に伴い、インターネット上において匿名で行われる名誉毀損やプライバシー侵害といった人権侵害の問題が深刻化してきている。

このような中、総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センター<sup>2</sup>で受け付けている相談件数は、平成27年度以降、毎年5千件（令和4年度：5,745件）を超えており、依然として高止まりの傾向となっている。また、同センターで受け付けた令和4年度の相談内容について、対応手段別の内訳をみると、「削除方法を知りたい」が67.0%となっており、相談件数全体の約3分の2を占めている（図表1）。

図表1 違法・有害情報相談センターにおける相談（作業）件数の対応手段別の内訳  
＜令和4年度＞



（出所）総務省「令和4年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書（概要版）」より作成

#### イ 削除に関する課題

被害者から要望が多い投稿の削除については、主に事業者の利用規約に基づいて行われている<sup>3</sup>ものの、被害者等からは、①削除申出窓口が分かりにくい、②情報が拡散しないように一定期間以内における迅速な対応が必須である、③削除申出に対する判断結果及び理由の通知がない場合がある、④事業者の削除指針の内容が抽象的で何が削除されるか分からない、等の課題が指摘されており、必ずしも適切に機能していないとされている。

<sup>2</sup> インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口（総務省委託事業）。

<sup>3</sup> 投稿の削除の手段として、事業者の利用規約に基づく削除以外に事業者等を相手方とする裁判手続（典型的には仮処分）による削除もあるが、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高く、利用数が少ない状況となっている。

## (2) 政府の対応

### ア これまでの対応

インターネット上の誹謗中傷等による被害への対応として、総務省は、令和2年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定・公表した。

政策パッケージでは、①ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、②プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実にに向けた連携と体制整備が盛り込まれ、総務省は、同政策パッケージに基づき取組を行っている（図表2）。

図表2 「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

○ 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。	
<p><b>1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動</b></p> <p>①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】</p> <p>②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】</p> <p>③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)SMAJ・(一社)SIA)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】</p>	<p><b>3. 発信者情報開示に関する取組</b></p> <p>①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】</p> <p>②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月1日施行済】</p> <p>③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月1日施行済】</p> <p>④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に資する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】</p>
<p><b>2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上</b></p> <p>①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】</p> <p>②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】</p> <p>③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】</p> <p>④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】</p>	<p><b>4. 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備</b></p> <p>①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】</p> <p>②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】</p> <p>③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】</p>

(出所) 総務省 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ(第7回)(令和5年6月1日) 配付資料「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組

このうち、事業者による投稿の削除に関連する②の政策について、総務省は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)による削除に関する事業者の免責規定の運用や、関係者と意見交換の場などを通じて、事業者による迅速な削除等の対応の促進を図るとともに、事業者の取組状況についてヒアリング等によりモニタリングを実施してきた。

投稿の削除に関する事業者の取組状況についてモニタリングを実施した総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」<sup>4</sup>(以下「PF研究会」という。)は、令和4年8月にモニタリング結果とともに、違法・有害情報への対応について今後の方向性など

<sup>4</sup> 同研究会は、インターネット上の誹謗中傷や偽情報への対応、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方など、プラットフォームサービスに関する諸問題について検討を行う場として平成30年10月から令和6年1月にかけて開催されてきた。

を取りまとめた「プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ」（以下「第二次とりまとめ」という。）を公表した。

第二次とりまとめでは、令和4年3月実施のヒアリングにおけるプラットフォーム事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保状況について、前回ヒアリング（令和3年2月実施）の状況から一部進展が見られるものの、プラットフォーム事業者による削除等が過不足なく行われているかを判断するという観点からは、不十分な点があったとした。その上で、透明性・アカウントビリティの確保に向けて、「行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要である」とした<sup>5</sup>。

### イ 法改正に向けた具体的検討

第二次とりまとめを踏まえ、総務省は、令和4年12月、専門的な観点から集中的に検討するため、PF研究会の下に「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」（以下「誹謗中傷WG」という。）を設置した。

誹謗中傷WGでは、投稿の削除に関して、制度化が進んでおらず、2.（1）イで掲げたように課題が多く存在している状況を踏まえ、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく迅速かつ適切な自主的削除を実現するため、削除に係る手続の整備や削除基準の策定・公表といったプラットフォーム事業者に対する規律とともに、送信防止措置請求権（削除請求権）の明文化といったプラットフォーム事業者に対する法的請求等を中心に検討を行った。

誹謗中傷WGにおける検討結果に基づき、PF研究会が令和6年1月に取りまとめた「プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ」（以下「第三次とりまとめ」という。）では、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務を踏まえ、事業者に対し、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化に係る規律及び運用状況の透明化に係る規律について、法制上の手当てを含めて、「具体的措置を求めることが適当」とした<sup>6</sup>。一方、削除請求権の明文化については、「引き続き慎重に議論を行うことが適当」として見送られることとなった<sup>7</sup>。

### （3）改正案の提出と成立

以上の経緯の下、政府は、令和6年3月1日に改正案を国会に提出した。衆議院総務委員会では、改正案及び日本維新の会が提出した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案」（第212回国会衆第15号。以下「プロ責法改正案（第212回国会衆第15号）」という。）<sup>8</sup>を一括して審議に付し、4月9日に趣旨説明聴取、同月16日に参考人質疑<sup>9</sup>、同月18日に対政府質疑を行った後に、改

<sup>5</sup> 「第二次とりまとめ」75頁

<sup>6</sup> 「第三次とりまとめ」9頁、14頁

<sup>7</sup> 「第三次とりまとめ」20頁

<sup>8</sup> プロ責法改正案（第212回国会衆第15号）の内容については、参議院ウェブサイトの議案情報<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/212/pdf/t0902120152120.pdf>>を参照。

<sup>9</sup> 上沼紫野参考人（虎ノ門南法律事務所弁護士）、金尚均参考人（龍谷大学法学部教授）、山口真一参考人（国

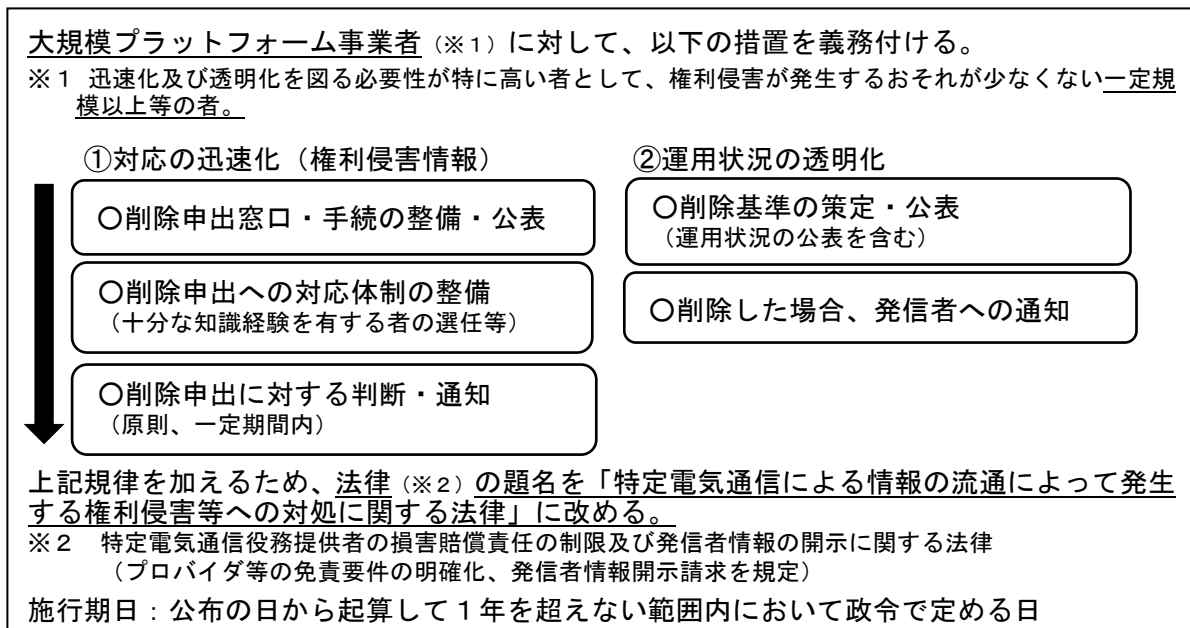
正案に対する修正案が4会派<sup>10</sup>から提出され（修正案の内容は3.（3）ア参照）、全会一致で修正案及び修正部分を除く原案が可決された<sup>11</sup>。改正案は、同月19日に衆議院本会議において、全会一致をもって修正議決され、参議院に送付された。

その後、参議院では、総務委員会において、4月25日に趣旨説明聴取、5月7日に参考人質疑<sup>12</sup>、同月9日に対政府質疑の後、採決を行い、多数をもって可決され、同月10日の参議院本会議において、多数をもって可決・成立した。なお、衆参総務委員会において、それぞれ改正案に対する附帯決議が付された。

### 3. 改正案の主な内容と国会論議

改正案では、SNS等の特定電気通信役務<sup>13</sup>を提供する者のうち、大規模なプラットフォーム事業者を大規模特定電気通信役務提供者として指定し（（1）参照）、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化（削除対応の迅速化）（（2）参照）及び送信防止措置の実施状況の透明化（運用状況の透明化）（（3）参照）を図るための具体的措置を義務付けることとしている（図表3）。

図表3 改正案の概要



（出所）総務省資料を基に作成

際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授）の3名が出席した。括弧内は参考人質疑の際の肩書。

<sup>10</sup> 自由民主党・無所属の会、日本維新の会・教育無償化を実現する会、公明党、国民民主党・無所属クラブの4会派。

<sup>11</sup> 日本維新の会が提出したプロ責法改正案（第212回国会衆第15号）は、第213回国会の会期終了に伴い、審査未了・廃案となった。

<sup>12</sup> 大谷和子参考人（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、清水陽平参考人（弁護士）の2名が出席した。括弧内は参考人質疑の際の肩書。

<sup>13</sup> 「特定電気通信役務」とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信によるサービスを指す。具体的には、SNS、電子掲示板などのサービスが該当する。

## (1) 大規模特定電気通信役務提供者の指定・届出義務

### ア 改正案の主な内容

プラットフォーム事業者の中には、利用者の情報交換の「場」の提供者として、誹謗中傷等の削除等に関する責務が法的に位置付けられていないため、削除対応を十分に行わない事業者が存在していた。そこで、改正案では、総務大臣が侵害情報送信防止措置<sup>14</sup>の実施手続の迅速化（削除対応の迅速化）及び送信防止措置<sup>15</sup>の実施状況の透明化（運用状況の透明化）を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれの少なくない一定規模以上等のプラットフォーム事業者を「大規模特定電気通信役務提供者」として指定することができるとしている（第20条第1項）<sup>16</sup>。その際の一定規模以上の指標として、平均月間発信者数（平均月間利用者数）や平均月間延べ発信者数（平均月間投稿数）を掲げ、具体的な基準は省令で規定することとしている（同項第1号イ及びロ）。

また、第21条第1項において、大規模特定電気通信役務提供者は指定を受けた日から3月以内に、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（同項第1号）、外国の法人等にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所（同項第2号）等を総務大臣に届け出なければならないとしている。

### イ 主な国会論議

#### (ア) デジタル空間におけるプラットフォーム事業者の役割・責任

デジタル空間におけるプラットフォーム事業者の役割・責任について大臣の見解を問われ、松本総務大臣は、「SNS等プラットフォームを提供する事業者には、偽・誤情報、違法・有害情報の流通の低減に向けて社会的な責任がある」との認識を示した<sup>17</sup>。

#### (イ) 大規模特定電気通信役務提供者に指定される事業者の範囲

大規模特定電気通信役務提供者に指定される事業者の範囲について、総務省は、「不特定者間の交流を目的とするサービスであって、他のサービスに付随して提供されるものではないサービスとしてSNSや掲示板を提供する事業者のうち大規模な者を対象とするということを考えている」と答弁し<sup>18</sup>、主要なSNS事業者や掲示板運営者は対象事業者に指定される見込みであるとした<sup>19</sup>。さらに、オンラインショッピングモール上の商品レビューやグルメサイトの口コミといったサービスの該当性について問われ、総務省は、

<sup>14</sup> 「侵害情報送信防止措置」とは、法規上、「侵害情報の送信を防止する措置」（第2条第8号）とされ、具体的には、権利侵害情報に対する削除等の措置を指す。

<sup>15</sup> 「送信防止措置」とは、法規上、「侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置（当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置（第26条第2項第2号において「役務提供停止措置」という。）を含む。）」（第2条第9号）とされ、具体的には、権利侵害情報に対する削除等の措置及びその他の情報に対する削除等の措置（発信者に対するアカウントの停止・凍結等を含む。）を指す。

<sup>16</sup> 大規模なプラットフォーム事業者に限定した理由として、総務省は、利用者数や投稿数の多さから短時間で被害が深刻化する傾向があることから手当てを行う必要性・緊急性が高いこと、改正案が課す義務の履行には一定の経済的・実務的負担が生じることを掲げている（第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18））。

<sup>17</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号6頁（令6.5.9）

<sup>18</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号7頁（令6.5.9）

<sup>19</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号8頁（令6.5.9）

「商品レビュー、口コミといった他のサービスに付随して提供されるサービスにつきましては、現時点では想定をしていない」と答弁した<sup>20</sup>。

#### (ウ) 中小のプラットフォーム事業者への対応

中小のプラットフォーム事業者においても誹謗中傷等の権利侵害が発生している状況を踏まえ、改正案による規制の対象とならない中小のプラットフォーム事業者への対応が論点となった。

松本総務大臣は、「中小のプラットフォーム事業者においても権利侵害等への対処が適切に行われるよう、どのような情報が法令違反や権利侵害となるかといったことや、分かりやすい窓口設置の在り方などについて関係団体と協力しつつ周知をいたしたい」と答弁した<sup>21</sup>。

また、大谷和子参考人からは、EUにおけるインターネット上の違法コンテンツに係る規制であるデジタルサービス法(DSA)<sup>22</sup>を参考として、大規模プラットフォーム事業者に対する運用開始後に、「その後の情勢を見て中小の事業者にそれを適用拡大していくというのも選択肢の一つ」になるとの見解が示された<sup>23</sup>。

## (2) 侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化(削除対応の迅速化)

### ア 改正案の主な内容

上記(1)で総務大臣が指定した大規模特定電気通信役務提供者に対し、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化の観点から、以下の措置を義務付けている。

第一に、削除申出窓口が分かりにくいといった課題に対応するため、自己の権利を侵害されたとする者(被侵害者)からの削除申出を受け付ける方法の整備と公表を義務付けている(第22条第1項)。その際、削除申出を受け付ける方法として、①電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用して申出できること、②申出者に過重な負担を課すものでないこと<sup>24</sup>、③申出の受理日時が申出者に明らかになるようにすること、を要件としている(同条第2項)。

第二に、被侵害者から削除申出があったときは、遅滞なく必要な調査を行うとともに(第23条)、当該調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、侵害情報調査専門員<sup>25</sup>の選任を義務付けている(第24条第1項)。また、侵害情報調査専門員は、権利侵害の対処に関して十分な知識・経験を有する者から選任する必要がある

<sup>20</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号7頁(令6.5.9)

<sup>21</sup> 第213回国会衆議院総務委員会会議録第15号(令6.4.18)

<sup>22</sup> Digital Services Actの略。令和6(2024)年2月17日に全面施行されている。DSAでは、その事業者の特性や規模に応じて、課せられる義務が異なっている。

<sup>23</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第11号9頁(令6.5.7)

<sup>24</sup> 「過重な負担を課すものでないこと」の具体例として、PF研究会の第三次とりまとめでは、「日本語で受け付けられるようにすること(申請等の理由を十分に説明できるようにすることを含む。)や、申請等の窓口の所在を明確かつ分かりやすく示すこと等」が挙げられている(「第三次とりまとめ」9頁)。また、総務省は、各事業者の状況を確認した上で、必要に応じて過重な負担についての考え方を示す旨を答弁している(第213回国会衆議院総務委員会会議録第15号(令6.4.18))。

<sup>25</sup> 侵害情報調査専門員の人数は、各事業者が提供するサービスの規模に応じて総務省令で定める人数以上でなければならないとしている(第24条第2項)。



としている（同項）。

第三に、一定期間以内の迅速な対応が必須であることや、削除申出に対する判断結果及び理由の通知がない場合があるといった課題に対応するため、原則として、一定期間内（削除申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内）に、削除を行った場合にはその旨を、削除を行わないこととした場合にはその旨及びその理由を申出者に通知することを義務付けている（第25条第1項）。なお、同条第2項において、発信者に対して意見の照会を行う場合（同項第1号）や、申出者の権利が不当に侵害されているかどうかについて侵害情報調査専門員に調査を行わせる場合（同項第2号）、そのほか「やむを得ない理由」がある場合（同項第3号）については、一定期間内にその旨を通知した上で、削除を行うかどうかを判断した後、遅滞なく、その判断（削除しないこととした場合は理由を含む）の通知を行えば足りるとしている<sup>26</sup>。

## イ 主な国会論議

### （ア）削除対応の迅速化に関して対象となる情報を広げることの必要性

改正案では、削除対応の迅速化に関する各措置は権利侵害情報に限定されている。そこで、権利侵害情報に該当しない有害情報等についても対象を広げることの是非が論点となった。これに対し、総務省は、「青少年など特定の者にとってのみ有害な情報のように、受信者の属性や文脈によって外延が変化するような有害情報については法的な義務付けの対象として位置付けることはなかなか困難」とし、現時点で対象とはしていない旨答弁した<sup>27</sup>。また、今後対象となる情報を広げていく可能性については、プラットフォーム事業者に対して新たに設けられる義務規定の履行状況を政府として把握・分析を行った上で、「必要に応じて検討を行ってまいりたい」と答弁した<sup>28</sup>。

### （イ）申出者に対する判断結果等の具体的な通知期間

申出者に対する判断結果等の具体的な通知期間について、総務省は、PF研究会の第三次とりまとめの内容<sup>29</sup>も踏まえ、「一週間を念頭に省令などに基づく詳細な制度設計を検討」すると答弁した<sup>30</sup>。

### （ウ）第25条第2項第3号の「やむを得ない理由」の内容

第25条第2項第3号の「やむを得ない理由」が多用されることにより、削除の迅速化が図られない懸念があることから、「やむを得ない理由」の具体的なケースについて質疑が行われた。総務省は、「例えば天変地異などにより営業所が被災したため期間内での応答が難しい場合など、限定的な理由が考えられる」と説明し、多忙のような場合は該当し

<sup>26</sup> 第25条第2項の目的として、総務省は、「対象となるプラットフォーム事業者が期間を遵守することのみにとらわれて、申請内容を十分に吟味せず削除してしまい、発信者の表現の自由に萎縮効果をもたらすことがないよう、事業者による的確な判断の機会を確保すること」と答弁している（第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18））。

<sup>27</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号7頁（令6.5.9）

<sup>28</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号7頁（令6.5.9）

<sup>29</sup> 第三次とりまとめでは、具体的な日数について、「アンケート結果によれば、プラットフォーム事業者による不対応が一週間より長い期間続いた場合に許容できないとする人の割合が8割超に上ること、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案においては実務上一週間程度での削除が合理的であると考えられること」等を踏まえ、「一週間程度とすることが適当」としている（「第三次とりまとめ」11頁）。

<sup>30</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号7頁（令6.5.9）

ない旨答弁した<sup>31</sup>。また、清水陽平参考人からは、「やむを得ない理由」の濫用の危険を踏まえ、その内容について、ガイドラインや条文解説等で明らかにしていく必要がある旨の意見が述べられた<sup>32</sup>。ガイドライン等の作成について、総務省からは、必要に応じて考えていきたい旨の答弁がなされた<sup>33</sup>。

#### (エ) 侵害情報調査専門員の選任基準

侵害情報調査専門員の選任基準について問われ、松本総務大臣は、現時点では未定としつつも、「日本の法令や文化、社会的背景に精通した者」を想定していると答弁した<sup>34</sup>。この選任基準について、大谷参考人からは、インターネット空間で起きている我が国特有の課題について見識があり、なおかつ司法の制度に明るく実務に詳しいとして、「法律専門家が適切ではないか」との見解が示された<sup>35</sup>。

また、清水参考人からは、プラットフォーム事業者の代理人である顧問弁護士を侵害情報調査専門員に選任した場合に利益相反が生じ得るとの懸念が示された<sup>36</sup>。この懸念に対して、松本総務大臣は、「当該の者が置かれている立場、背景等の個別の判断になる」とした上で、「利益相反とならないよう、しっかりと運用いたしたい」と答弁した<sup>37</sup>。

### (3) 送信防止措置の実施状況の透明化（運用状況の透明化）

#### ア 改正案の主な内容

上記（1）で総務大臣が指定した大規模特定電気通信役務提供者に対し、運用状況の透明化の観点<sup>38</sup>から、以下の措置を義務付けている。

第一に、事業者が策定する削除基準が抽象的で何が削除されるかが分からないという課題に対応するため、送信防止措置の実施に関する基準（削除基準）の策定と公表を義務付けている（第26条第1項）<sup>39</sup>。また、削除基準を定めるに当たっては、対象となる情報の種類が当該情報を知ることとなった原因の別に応じてできる限り具体的に定められていること（同条第2項第1号）、発信者などの関係者が容易に理解することのできる表現

<sup>31</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号12頁（令6.5.9）

<sup>32</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第11号13頁（令6.5.7）

<sup>33</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号12～13頁（令6.5.9）

<sup>34</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号13頁（令6.5.9）

<sup>35</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第11号10頁、13頁（令6.5.7）

<sup>36</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第11号14頁（令6.5.7）

<sup>37</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号13頁（令6.5.9）

<sup>38</sup> 総務省は、運用状況の透明化の趣旨として、削除基準や運用状況の公表を事業者に義務付けることで事業者の自主的な取組の透明化を図り、国民にとって分かりやすい形での開示を通じて事業者による削除基準やその運用の見直しを促すとともに、削除を行った場合には発信者に対してその事実及び理由の通知などを義務付けることで発信者に対する透明性も確保する、と説明している（第213回国会衆議院総務委員会会議録第15号（令6.4.18））。

<sup>39</sup> 法規上は、「大規模特定電気通信役務提供者は、（中略）次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。」と規定している。この規定により、大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講ずることができるのは、事前に公表している削除基準に従う場合などに限られることになり、実質的に削除基準の策定・公表を義務付けている。それ以外に送信防止措置を講ずることができる場合として、①大規模特定電気通信役務提供者自らが発信者であるとき（第26条第1項第1号）、②法令上の義務に基づき送信防止措置を講じるとき（同項第2号）、③送信防止措置を講ずる緊急性が高く、かつ対象となる情報の種類が通常予測することができないものであるため基準に明示されていないとき（同項第3号）が規定されている。

を用いること（同項第3号）などの要件を規定している。

第二に、削除等の送信防止措置の実施状況に関して、毎年一回、①削除申出（第23条）の受付状況、②申出者に対する通知（第25条）の実施状況、③発信者に対する通知等の措置（第27条）の実施状況、④送信防止措置の実施状況（上記①から③に掲げる事項を除く。）、⑤上記①から④に掲げる事項について自ら行った評価、⑥上記①から⑤のほか、事業者が講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項、の公表を義務付けている（第28条）<sup>40</sup>。なお、上記④及び⑤は、衆議院における修正により追加されたものである。

第三に、削除等の送信防止措置を講じた場合は、遅滞なく、発信者に対して、送信防止措置を行ったこと及びその理由の通知等<sup>41</sup>の措置を義務付けている（第27条前段）<sup>42</sup>。その際、削除基準に従って送信防止措置を講じたときは、当該理由において、送信防止措置と削除基準との関係を明らかにしなければならないとしている（同条後段）。

## イ 主な国会論議

### （ア）削除基準に対する国としての対応

大規模特定電気通信役務提供者が定める削除基準について、事業者ごとに基準の在り方に相違が生じることが想定されることから、国としての対応の在り方が論点となった。松本総務大臣は、「総務省におきまして、どのような情報を流通させることが法令違反や権利侵害となるのか明確になるよう、関係団体と協力することによりましてガイドラインなどを示すことを検討してまいりたい」と答弁した<sup>43</sup>。

### （イ）改正案施行後の効果検証の方法

改正案施行後の効果検証の方法について、松本総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者から公表された義務規定の履行状況について、有識者会議等も活用しつつ、しっかりと確認する旨答弁した<sup>44</sup>。

### （ウ）衆議院における修正の効果、自己評価の手法等

衆議院における修正の効果について問われ、修正案提出者は、「送信防止措置の実施状況及びこれに対する自己評価の公表を通じて、事業者が自主的に送信防止措置等の運用について更なる改善、向上に努めるといった効果が見込まれ」、「利用者に対しても、どのSNSを利用するか判断の材料を提供するものになる」と答弁した<sup>45</sup>。

また、送信防止措置の実施状況に対する自己評価の公表に際し、自己評価の手法やそ

<sup>40</sup> 総務省は、第28条の趣旨として、「大規模SNSなどのプラットフォーム事業者に対し削除基準やその運用状況の公表を義務づけ透明化を図ることで、各事業者の取組が国民、利用者に分かりやすいように開示され、プラットフォーム事業者自身による削除基準や運用の適正化を促すもの」と説明している（第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18））。

<sup>41</sup> 「通知等」として、第27条では、通知以外に発信者が容易に知り得る状態に置くことを規定している。

<sup>42</sup> 第27条では、例外的に、①大規模特定電気通信役務提供者自らが発信者であるとき（同条第1号）、②過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたとき、その他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき（同条第2号）は、通知等の措置を講じる必要はないとしている。

<sup>43</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>44</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>45</sup> 第213回国会参議院総務委員会議録第12号18頁（令6.5.9）

の指標の設定についての考えを問われ、修正案提出者は、「自己評価を行う際に、何をどのように評価すべきか事業者自身が十分に理解することができるよう、評価の手法や指標の設定について総務省令やガイドラインにおいて明らかにされることを想定」していると答弁した<sup>46</sup>。その上で、一例として、「削除基準の項目ごとに削除の申出を受けた、受け付けた件数と実際に削除した件数との差を評価することで、実際の削除件数が申出件数と比べて著しく少ない場合には、削除基準の内容が具体的で分かりやすいものになっているかなどを検討し、必要に応じて削除基準の内容を見直す等の改善を行うといったことを想定」していると答弁した<sup>47</sup>。

#### (4) その他（法律の題名、報告徴収・勧告・命令・罰則、施行期日等）

##### ア 改正案の主な内容

法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称：情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法））に変更することとしている<sup>48</sup>。

また、改正案で義務付けられる措置の実効性を確保するため、総務大臣が大規模特定電気通信役務提供者に対し、報告徴収（第29条）、是正措置勧告（第30条第1項）及び命令（第30条第2項）を行うことができることとし、命令に違反した場合の罰則規定（第35条）を整備している。さらに、大規模特定電気通信役務提供者の指定や、報告徴収、是正措置勧告・命令の執行が名宛人に対して確実に行われるよう、送達の規定（第31条から第34条）を整備している。

そのほか、附則において、法律の施行期日（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）、検討規定（法律施行後5年の見直し規定）などを定めている。

##### イ 主な国会論議

###### （ア）施行期日

施行期日が公布の日から起算して1年を超えない範囲内としている理由について、松本総務大臣は、「規定の実施に係る省令、ガイドライン等の制定のため、被害の早急な回復と表現の自由の確保とのバランスを踏まえながら丁寧に議論を進める必要があることや、パブリックコメントなどの一定の手続を経る必要がある」ためと答弁した<sup>49</sup>。その上で、「本法案の施行前であっても、なるべく早期に法案に準じた対応を行うよう、必要に応じて、大規模なプラットフォーム事業者に対して求めてまいりたい」と答弁した<sup>50</sup>。

<sup>46</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号18頁（令6.5.9）

<sup>47</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号18頁（令6.5.9）

<sup>48</sup> 法律の題名変更の理由について、松本総務大臣は、「内容の改正に併せて、権利侵害の問題にしっかり対応したいという趣旨も含めて」変更を提案したと説明している（第213回国会参議院総務委員会会議録第12号16頁（令6.5.9））。

<sup>49</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号19頁（令6.5.9）

<sup>50</sup> 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号19頁（令6.5.9）

#### (イ) 法律の見直しの検討時期を施行後5年とした理由

法律の見直しの検討時期を施行後5年とした理由について、松本総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者に義務付けられる各措置の履行状況を政府として、しっかり把握・分析を行っていくことを考慮し、見直しの検討には施行後5年という期間を置いた旨答弁した<sup>51</sup>。その上で、社会経済情勢の変化や技術の進展などを踏まえ、状況によっては、施行後5年以前であっても、必要な検討を行う旨答弁した<sup>52</sup>。

#### (ウ) 権利侵害情報に係る削除請求権の明文化

清水参考人は、改正案では見送られた権利侵害情報に係る削除請求権の明文化について、そのメリットとして、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求と併せて削除請求権を行使することができることで、一回的解決を図ることができるとして、前向きに進めていく必要がある旨の意見を述べた<sup>53</sup>。

この削除請求権の明文化について、松本総務大臣は、P F研究会の第三次とりまとめにおいて、安易な削除請求の乱発により表現の自由への萎縮効果が生じる可能性もあることから慎重に検討しなければならないとの提言も踏まえ、丁寧に検討しなければならない課題と認識しているとした上で、必要に応じ検討を行う旨答弁した<sup>54</sup>。

#### (エ) 第三者機関の設置

削除基準の内容を定める際など事業者自ら判断することが難しい場合などに、その判断を支援する第三者機関の設置が論点となった。

松本総務大臣は、「公的に第三者機関を設置するかどうかということに関しては、独立性や中立性をどのように確保するのかという観点から、本当に誰が設置するのか、政府が設置、運営にどのように関与するのか、どのような構成とするのか、どのような役割を持たせるのか、恒常的な機関であるとすれば何らかのチェックをする仕組みが必要になるのかどうか、様々な課題がある」として<sup>55</sup>、慎重な検討を要する旨を答弁した。

#### (オ) 事業者の自主的な取組として、緊急性を要するものや実績のある相談機関からの申立てを優先的に審査・処理することについての総務省の見解

事業者の自主的な取組として、緊急性を要するものや実績のある相談機関からの申立てを優先的に審査・処理すること<sup>56</sup>について総務省の見解が問われた。

松本総務大臣は、悪質かつ対応の緊急性が求められる事案については特に迅速に処理することが求められるとの認識を示しつつ、多数の事案の処理をどう進めるかについては、「表現の自由や国による検閲の禁止など、総合的に勘案して、事業者が自らのサービ

<sup>51</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>52</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>53</sup> 第213回国会参議院総務委員会議録第11号17頁（令6.5.7）

<sup>54</sup> 第213回国会参議院総務委員会議録第12号5頁（令6.5.9）

<sup>55</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>56</sup> P F研究会の第三次とりまとめでは、プラットフォーム事業者が自主的な取組として、通報に実績のある機関からの違法・有害情報の削除要請や通報を優先的に審査する手続等を設け、公的機関等からの要請をこの手続の中で取り扱うことについて、「違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請に関しては、その要請に強制力は伴わないとしても、事後的に要請の適正性を検証可能とするために、公的機関等及びプラットフォーム事業者双方においてその透明性を確保することが求められる」としている（「第三次とりまとめ」18～19頁）。

スの実態等に応じて定めること」と答弁<sup>57</sup>、事業者の判断に委ねられるとの見解を示した。

#### (カ) SNS上の偽・誤情報に対する改正案の効果

SNS上で広く流布されている偽・誤情報に対する改正案の効果が論点となった。

総務省は、改正案により、偽・誤情報が名誉毀損や著作権侵害、営業上の利益の侵害など、権利侵害に該当する場合には、大規模特定電気通信役務提供者に対し、削除対応の迅速化の義務がかかること、また、権利侵害情報に該当しない場合であっても、運用状況の透明化の義務がかかることから、「各事業者の偽・誤情報に関する取組が国民、利用者に分かりやすいように開示され、プラットフォーム事業者自身による削除基準や運用の見直しなどの対応を促すことにつながる」と答弁した<sup>58</sup>。また、大谷参考人からも、「偽情報に伴って権利侵害が発生した場合、あるいは透明化規律に基づいて各事業者が打ち立てた削除基準に合致するような情報の場合には一定の効果が認められる」との意見が述べられた<sup>59</sup>。

#### (キ) SNS上の成り済まし型広告による詐欺被害に対する改正案の効果

昨今、SNS上の成り済まし型広告による詐欺被害が増加していることから、改正案による効果が論点となった。

松本総務大臣は、成り済まし行為について、閲覧者に財産上の被害をもたらす側面があること、成り済まされた人の社会的評価を下げるなど権利を侵害する可能性もあることから重大な課題であるとの認識を示した上で、改正案では、大規模特定電気通信役務提供者に対し、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化の義務を定めていることから、SNS上の成り済まし型広告による詐欺被害に対しても「一定の効果は期待できる」と答弁した<sup>60</sup>。

### (5) 附帯決議

上記のような議論を踏まえ、衆参両院の総務委員会において、改正案に対し附帯決議が付された。参議院総務委員会の附帯決議は、図表4のとおりである<sup>61</sup>。

図表4 参議院総務委員会における改正案に対する附帯決議（令和6年5月9日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一、大規模特定電気通信役務提供者が定める削除基準の運用状況の公正性等の検証について、被害者救済と表現の自由の担保の観点から、大規模特定電気通信役務提供者に対して必要な助言等を行い、その内容を公表すること。
二、大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除等の実績を踏まえ、削除基準の策定・改訂などの支援を行う第三者機関の設置等について検討すること。

<sup>57</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>58</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>59</sup> 第213回国会参議院総務委員会議録第11号5頁（令6.5.7）

<sup>60</sup> 第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）

<sup>61</sup> 衆議院総務委員会の附帯決議は、第213回国会衆議院総務委員会議録第15号（令6.4.18）参照。

- 三、プラットフォーム事業者が自主的な取組として、通報に実績のある機関等からの違法・有害情報の削除要請や迅速な処理を必要とする権利侵害情報への対応を優先的に審査する場合において、事後的に要請等の適正性を検証可能とするため、プラットフォーム事業者及び機関等双方において透明性が確保されるよう、求めに応じ支援を行うこと。
- 四、大規模特定電気通信役務提供者に該当しない中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対処が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講ずること。
- 五、総務大臣による大規模特定電気通信役務提供者の指定の要件に係る総務省令及びその他の総務省令を定めるに当たっては、必要に応じて総務省に設置される審議会等の意見を聴取すること。
- 六、本改正を実効性あるものとするため、大規模特定電気通信役務提供者に義務付けられる各措置の履行状況について確認し、その結果を公表すること。  
また、本法施行後五年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行い、その結果を踏まえ、迅速に所要の措置を講ずること。
- 七、インターネット上の権利侵害情報による被害が深刻さを増している一方、現状の発信者情報の開示範囲が不十分であること等に鑑み、発信者情報の開示がより迅速かつ的確に進められるようにするための制度の充実に向けて検討を行うこと。
- 八、限定された会員同士が交流するプラットフォーム上での誹謗中傷等について、その閉鎖性から学校や職場におけるいじめ等の温床となっている状況を踏まえ、プラットフォーム事業者等において適切な対応が図られるよう、必要な施策を検討すること。
- 九、インターネット上における誹謗中傷等の被害者を支援するため、違法・有害情報相談センター等の各相談機関間の連携を深めるとともに、相談体制の一層の充実・強化を図ること。
- 十、生成AIを悪用して作られた偽情報や令和六年能登半島地震の際に広く流布された偽・誤情報等、真偽の不確かな情報が社会に悪影響を与えていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講ずること。
- 右決議する。

(出所) 第213回国会参議院総務委員会会議録第12号20頁(令6.5.9)

#### 4. おわりに

改正案について、参考人からは、被害者救済と表現の自由とのバランスが図られた内容となっているとして評価する意見が述べられるなど<sup>62</sup>、その成立により、インターネット上の誹謗中傷対策として前進が図られることとなる。また、偽・誤情報対策や成り済まし型広告による詐欺被害対策についても改正案は一定の効果が期待されている<sup>63</sup>。今後、法律の施行に向けて、省令等の制度整備や権利侵害の該当性に関するガイドラインの策定などが予定されており、それらの内容を注視するとともに、法律の一刻も早い施行とその適切な運用を図ることが待たれる。

(こが まさし)

<sup>62</sup> 第213回国会衆議院総務委員会会議録第14号(令6.4.16)及び第213回国会参議院総務委員会会議録第11号4頁(令6.5.7)

<sup>63</sup> 偽・誤情報への対応や違法・不当なデジタル広告への対応については、総務省の「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」において現在検討が行われている。